

令和7年6月

区 営 住宅

(あき家) 入居者の募集

募集戸数 区 営 住 宅 (世 帯 用) 2DK 5戸
区営住宅(障害者優先枠・世帯用) 3DK 1戸

※申込書は一世帯につき1通のみ有効です。2通以上の申込書を送付した際は、送付した申込書すべてが無効となります。

申 込 資 格 (一部抜粋)

- 1 申込者本人が千代田区内に引き続き **1年以上** 在住していること
- 2 申込者以外に同居親族がいること。(申込者単身は不可)
障害者優先枠・世帯用：申込者および同居親族の中に
心身障害者がいること。
- 3 所得が基準の範囲内であること。
その他資格はP6～9を参照してください。

申 込 期 間

令和 **7** 年 **6** 月 **23** 日(月)～令和 **7** 年 **7** 月 **3** 日(木)

- ・ 申込みは郵送に限ります。
- ・ 令和7年7月3日(木)までの消印があるもので
令和7年7月8日(火)までに届いたものに限り有効です。

問い合わせ先(申込期間中)

区営住宅募集コールセンター【9:00～18:00】
電話 (03) 5717 - 0357 (直通)

※電話番号はお間違いのないようにお願いします。

※申込期間中は、電話がつながりにくいことがありますので、あらかじめご了承ください。

※区営住宅募集コールセンターは、区の受託事業者である株式会社東急コミュニティーが運営しています。

■ 目次

※申込みにあたっては、次の(1)～(5)の順にしたがって、
それぞれの内容をよくお読みください。

(1) 申込資格を確認してください。

↓ 「区営住宅（世帯用）」	6～7 ページ
↓ 「区営住宅（障害者優先枠・世帯用）」	8～9 ページ
↓ 「特記事項」	10 ページ
↓ 「優遇資格」	11～12 ページ

(2) 世帯の所得が定められた基準の範囲内であるか、確認してください。

↓ 「所得金額の計算方法」	13 ページ
↓ 「所得に関する書類の見方」	14～17 ページ
↓ 「所得基準」	18～19 ページ
↓ 「特別控除」	20 ページ

(3) 申込区分を選んでください。

↓ 「申込区分・使用料等」	21 ページ
---------------	--------

(4) 申込書を作成してください。

↓ 「申込みにあたってのご注意」	2 ページ
↓ 「申込書の書き方」	26～27 ページ
↓ 「こんなときには」	28 ページ

(5) 郵 送

申込みにあたってのご注意

- 申込書に虚偽の記載、不統一な記入がありますと**失格**になりますので、申込書の記入には、十分ご注意ください。
- 申込番号欄は、必ず記入してください（ハガキも忘れずに）。
申込番号欄に記入がない場合は**無効**になります。
- 「優遇」区分を申告された方には、当選後、調査をさせていただきます。
なお、当選後の調査で「優遇」資格に該当していないことが判明した場合は、**失格**になります。
- 申込みは、一世帯につき1通です。一世帯で重複して申込みをしたとき、また同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（同居親族欄に記入された場合も含む）は、すべての申込みを**無効**としますのでご注意ください。
- 申込資格がない場合は、申込みをされても**無効**になります。

募集住宅概要

区分	申込 番号	住 宅 名 (所在地)	間取り/ 住宅面積	入居者数	使用料 (円/月)	共益費 (円/月)	募集 戸数	交 通 (最寄駅) ※一般的な所要時間
区営住宅 (世帯用)	1	※1 内神田住宅 内神田 1-1-3 (6、7、8、9、10階)	2DK 43.2㎡	2人以上 ※2	23,200~ 34,500 (45,600) ※3	3,500円	5戸 ※1	地下鉄 大手町駅 徒歩5分 地下鉄 淡路町駅 徒歩7分 地下鉄 小川町駅 徒歩7分 J R 神 田 駅 徒歩9分
区営住宅 (障害者優先枠 世帯用)	2	東松下町住宅 神田東松下町22-1 (8階)	3DK 53.9㎡	2人以上 ※4	35,400~ 69,500	4,000円	1戸	地下鉄 岩本町駅 徒歩2分 地下鉄 秋葉原駅 徒歩4分 J R 秋葉原駅 徒歩6分

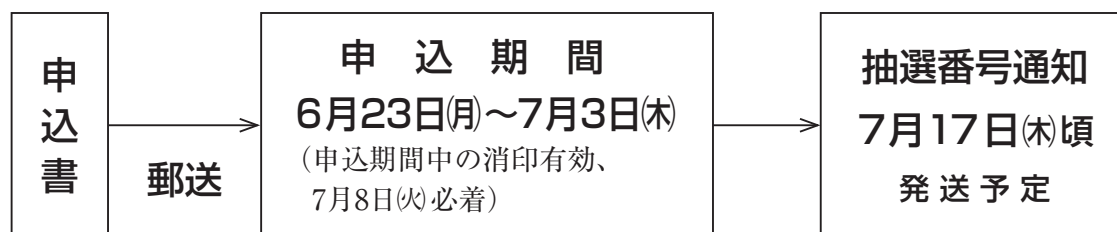
使用料と別途、共益費(月額)及び保証金(入居時)が発生します。

- ※ 1 浴槽等の設置は入居者の負担となります。6～10階の各階につき1戸ずつの募集となり6階の部屋から順に抽選しますので、部屋の選択をすることはできません。
 - ※ 2 入居者数が下記(参考)に記載の計算方法により3.5人以上の場合は最低居住面積を満たさないため申込できません。
 - ※ 3 使用料の()内は障害者等世帯の上限額です。
 - ※ 4 入居者数が下記(参考)に記載の計算方法により4.75人以上の場合は最低居住面積を満たさないため申込できません。
- (参考)入居者数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として数えます。
この計算により世帯人数が2人に満たない場合は2人とします。

■ 申込みから入居まで

今回の募集に関する申込みから入居までの日程は次のようになります。

1 申込みから抽選まで

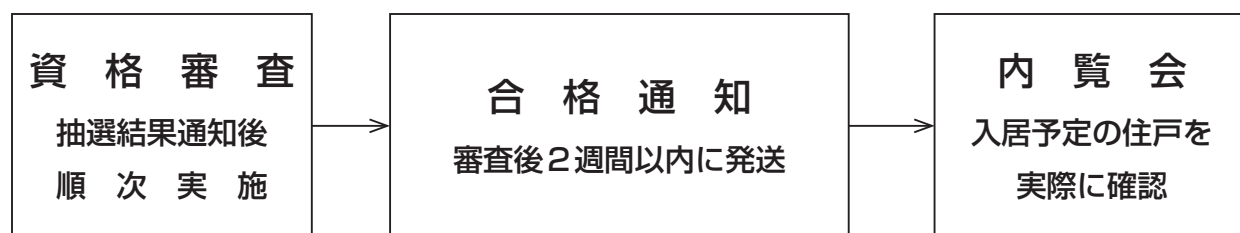


★ハガキの2か所に85円切手を貼り、所定の封筒に申込書を入れ110円切手を貼って、郵送してください。

★申込み後、住所が変わった場合は、住宅課にご連絡ください。

★切手の貼っていないもの、不足しているものは、抽選番号の通知ができません。

2 資格審査から入居まで



★内覧会時の住戸は清掃・修繕済みとなるため、追加清掃・修繕等はいりません。現状のままの引き渡しとなります。

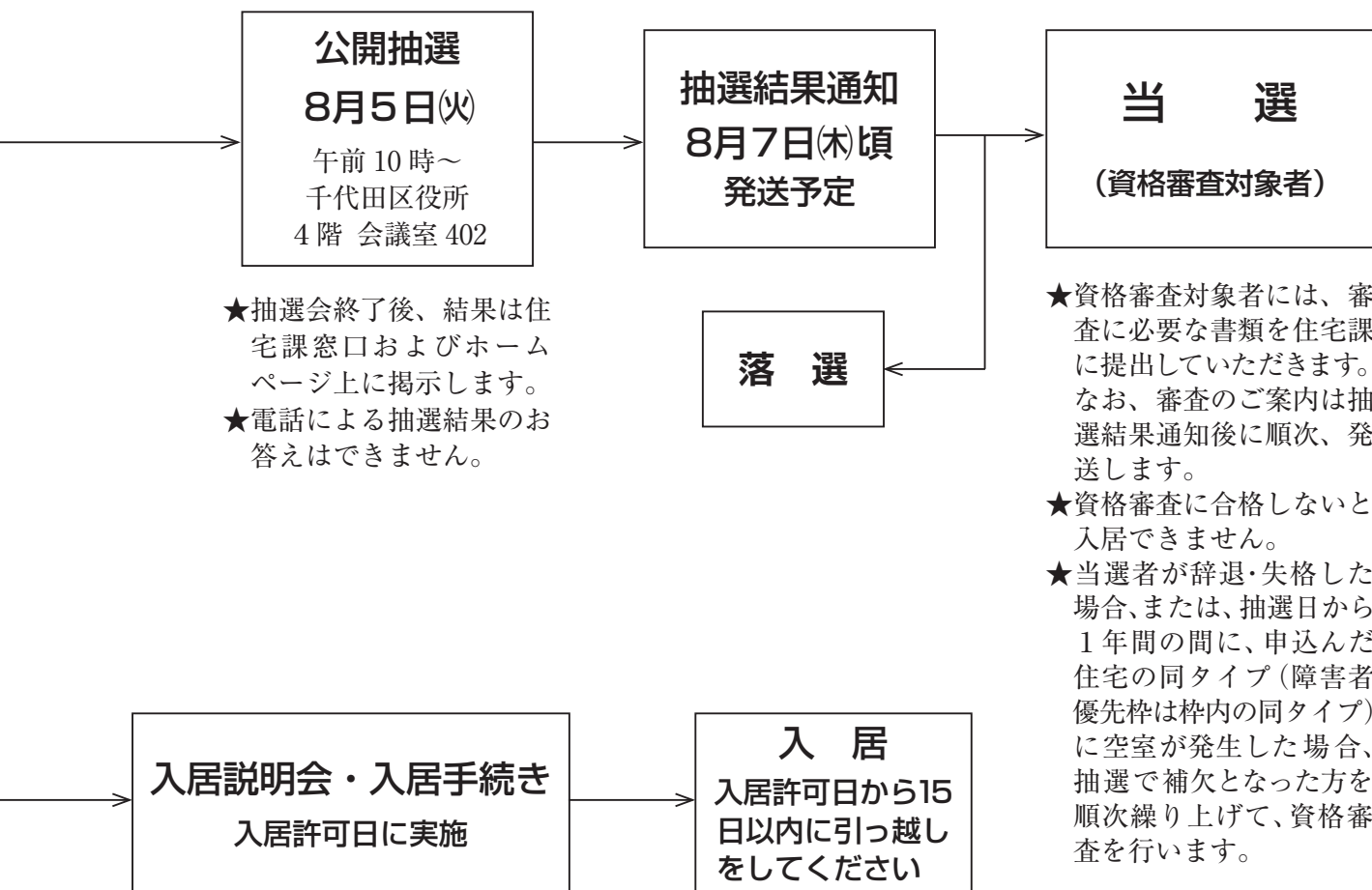
★提出された書類は、募集事務以外の目的で使用いたしません。

★提出された書類はお返しできません。控えが必要な場合は、あらかじめコピーを取っておいてください。

入居説明会

入居説明会では、

- (1) 入居・引越しのスケジュールの説明
- (2) 入居手続きについての詳しい説明
- (3) 入居後の住まい方、その他の注意事項の説明を行います。



入居は令和7年10月頃予定

入居手続き

- (1) 入居手続きまでに、住宅保証金として住宅使用料の3か月分を納めていただきます。
- (2) 入居にあたり、所定の誓約書等を提出していただきます。

申込資格を確認してください。

■ 区営住宅申込資格（世帯用）

申込みのできる方は、申込日現在、次の①～⑦のすべてに当てはまる必要があります。

① 千代田区内に1年以上居住していること

- (1) 申込者は令和 6 年 7 月 4 日以前から千代田区内に引き続き 1 年以上居住している成年者（18 歳未満の既婚者を含む）で、そのことが住民票で証明できること（外国人については、在留資格が確認できること）。
- (2) 外国人については、(1)のほかに日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に 1 年以上（令和 6 年 7 月 4 日以前から）在留している方であること。

② 同居親族がいること（単身では申込みできません）

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です（外国人については、在留資格が確認できること）。

- (1) 現在、別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次に当てはまること。
 - (ア) 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること）、パートナーシップ関係の相手方
★申込み後に、婚約解消等により申込書に記載した婚約者、パートナーシップ関係の相手方と入居できないときは、失格となります。
 - (イ) 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。
 - (ウ) 独立して生計を営む 2 親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であり、住宅に困窮しているため、同居できない者であること。ただし、入居しようとする世帯が、高齢者世帯および心身障害者世帯の場合は、3 親等内の血族または姻族の範囲内とする。
- (2) 内縁関係の場合、住民票の続柄が「未届の夫（または未届の妻）」と記載されており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (3) パートナーシップ関係の場合、東京都の宣誓制度または同等の制度による証明を受けており戸籍上の配偶者がいないこと。
- (4) 次の例のように、家族を分離しての申込みはできません。
 - (ア) 夫婦が別居する申込み
 - (イ) 結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み
★申込み後は、申込者・同居親族の変更はできません（出生、死亡の場合を除く）。

③ 世帯の所得が所得基準の範囲内であること

申込世帯の所得の合計が、18 ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。

→13 ～ 20 ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

※所得基準の範囲外の方の申込みは無効です。

④ 住民税を滞納していないこと（申込者および同居親族）

⑤ 10ページの特記事項を遵守できること

⑥ 住宅に困っていること

1. 現に住宅に困っていることが明らかであるものとは、次に掲げるものをいいます。
 - (1) 住宅以外の建物または、場所に居住している。
 - (2) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がない。
 - (3) 衛生上および安全上劣悪な状態にある住宅に居住している。
 - (4) 住宅の規模または間取りが最低居住水準（住生活基本法（平成 18 年 6 月 8 日法律第 61 号）第 15 条第 1 項および第 17 条第 1 項の規定に基づき住生活基本計画に定める基準（7 ページの公営住宅等の入居基準表参照）をいう。）に達していない住宅に居住している。
 - (5) 収入に比して過重な家賃の支払いをしている。
 - (6) 身体的な障害に対応した配慮がなされていない住宅に居住し、安全性および快適性が確保されていない。
 - (7) 他の世帯と同居して生活上不便を受けている。
2. 原則として自家所有者（共有持分のある方も含みます）、公的な住宅（UR・公社、区民・都民・公営住宅等）の入居者は申し込めません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。
 - (1) 自家所有者（入居しようとする親族に自家所有者がいる場合も含む）
 - ① 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営住宅入居後 2 か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。

- 入居手続きの時までに取りこわしの契約書等で確認します。
- ② 差し押さえ、正当な事由による立退要求等により、自家所有者でなくなる場合。
→資格審査の時に競売開始決定通知書や所有権移転登記後の登記簿謄本で確認します。
- (2) UR 賃貸住宅(旧公団住宅)・公社住宅・都民住宅・区民住宅・公営住宅等の入居者
次の区分に該当する場合に限り、申込みことができます。
※ただし、区民・都民・公営住宅等の入居者は原則として名義人 1 人を残しての申込みはできません。

住 宅	区 分	資 格 要 件												
区民住宅 UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅・	家賃が高い	家賃（共益費を除く）の負担が年収を月額に換算した場合の 20% 以上												
	UR・公社住宅の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定している場合 →資格審査時に UR・公社からの証明書で確認します。												
	ひとり親世帯 （母子・父子世帯）	申込者本人が配偶者（内縁・婚約者およびパートナーシップ関係の相手方を含む） のない者であり、同居親族が 18 歳未満の子どもだけであること。												
	高齢者世帯	申込者本人が 60 歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかに当てはまること。 ア 配偶者（内縁・婚約者およびパートナーシップ関係の相手方を含む） イ おおむね 60 歳以上の方 ウ 18 歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～ 4 級の障害者 オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は 1 度～ 3 度）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・ 2 級の障害者												
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の 1 人が次のいずれかに当てはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～ 4 級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は 1 度～ 3 度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・ 2 級の障害者 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障害者												
	多子世帯	申込者に 18 歳未満の児童が 3 人以上いて、その児童の全員が区営住宅に入居できること。												
	生活保護受給世帯	申込日現在生活保護を受けている世帯であること。												
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が入居基準表に当てはまること。 〈入居基準表〉 <table><tr><td>一緒に住んでいる人数</td><td>住戸専用面積（壁芯）</td><td>一緒に住んでいる人数</td><td>住戸専用面積（壁芯）</td></tr><tr><td>2 人</td><td>30㎡未満</td><td>4 人</td><td>50㎡未満</td></tr><tr><td>3 人</td><td>40㎡未満</td><td>5 人</td><td>57㎡未満</td></tr></table> 上記の表における世帯人数は、3 歳未満の者は 0.25 人、3 歳以上 6 歳未満の者は 0.5 人、6 歳以上 10 歳未満の者は 0.75 人として数える。この計算により世帯人数が 2 人に満たない場合は 2 人とする。 ※6 人以上の場合は募集住宅の住戸専用面積より狭い住宅に限ります。 ※壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。 ※住戸専用面積には、バルコニーは含みません。	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	2 人	30㎡未満	4 人	50㎡未満	3 人	40㎡未満	5 人	57㎡未満
一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）											
2 人	30㎡未満	4 人	50㎡未満											
3 人	40㎡未満	5 人	57㎡未満											

※表中のおおむね 60 歳以上の人とは申込日現在 57 歳以上の人
 ※表中の 18 歳未満の人とは平成 19 年 6 月 25 日以降生まれの人
 ※表中の 60 歳以上の人とは昭和 40 年 7 月 4 日以前生まれの人

⑦ 申込者および同居親族が暴力団員ではないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

■ 区営住宅（障害者優先枠・世帯用）申込資格

申込みのできる方は、申込日現在、次の①～⑦のすべてに当てはまる必要があります。

① 申込者および同居親族の中に心身障害者がいること

申込者本人または同居家族のうち少なくとも1人が次の(1)～(5)のいずれかに当てはまること。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- (2) 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
- (5) 障害者総合支援法に定める難病患者のうち「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けている者

② 千代田区内に1年以上居住していること

- (1) 申込者は令和6年7月4日以前から千代田区内に引き続き1年以上居住している成年者（18歳未満の既婚者を含む）で、そのことが住民票で証明できること（外国人については、在留資格が確認できること）。
- (2) 外国人については、(1)のほかに日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上（令和6年7月4日以前から）在留している方であること。

③ 同居親族がいること

6ページの②に記載の同居親族がいること

④ 世帯の所得が所得基準の範囲内であること

申込世帯の所得の合計が、18ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。

→13～20ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

※所得基準の範囲外の方の申込みは無効です。

⑤ 住民税を滞納していないこと（申込者および同居親族）

⑥ 10ページの特記事項を遵守できること

⑦ 住宅に困っていること

1. 現に住宅に困っていることが明らかであるものとは、次に掲げるものをいいます。
 - (1) 住宅以外の建物または、場所に居住している。
 - (2) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がない。
 - (3) 衛生上および安全上劣悪な状態にある住宅に居住している。
 - (4) 住宅の規模または間取りが最低居住水準（住生活基本法（平成18年6月8日法律第61号）第15条第1項および第17条第1項の規定に基づき住生活基本計画に定める基準（7ページ公営住宅等の入居基準表参照）をいう。）に達していない住宅に居住している。
 - (5) 収入に比して過重な家賃の支払いをしている。
 - (6) 身体的な障害に対応した配慮がなされていない住宅に居住し、安全性及び快適性が確保されていない。
 - (7) 他の世帯と同居して生活上不便を受けている。
2. 原則として自家所有者（共有持分のある方も含みます）、公的な住宅（UR・公社、区民・都民・公営住宅等）の入居者は申し込めません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。
 - (1) 自家所有者（入居しようとする親族に自家所有者がいる場合も含む）
 - ① 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。
→入居手続きの時までに取りこわしの契約書等で確認します。
 - ② 差し押さえ、正当な事由による立退要求等により、自家所有者でなくなる場合。
→資格審査の時に競売開始決定通知書や所有権移転登記後の登記簿謄本で確認します。
 - (2) UR賃貸住宅（旧公団住宅）公社住宅都民住宅・区民住宅・公営住宅等の入居者

次の区分に該当する場合に限り、申込みことができます。

※ただし、区民・都民・公営住宅等の入居者は原則として名義人1人を残しての申込みはできません。

住 宅	区 分	資 格 要 件												
区民住宅 UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅・	家賃が高い	家賃（共益費を除く）の負担が年収を月額に換算した場合の20%以上												
	旧公団・公社住宅の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定している場合 →資格審査時にUR・公社からの証明書で確認します。												
	ひとり親世帯 (母子・父子世帯)	申込者本人が配偶者（内縁・婚約者およびパートナーシップ関係の相手方を含む） のない者であり、同居親族が18歳未満の子どもだけであること。												
	高齢者世帯	申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかに当てはまること。 ア 配偶者（内縁・婚約者およびパートナーシップ関係の相手方を含む） イ おおむね60歳以上の方 ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は1度～3度）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者												
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかに当てはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者												
	多子世帯	申込者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が区営住宅に入居できること。												
	生活保護受給世帯	申込日現在生活保護を受けている世帯であること。												
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が入居基準表に当てはまること。 〈入居基準表〉<table><tr><td>一緒に住んでいる人数</td><td>住戸専用面積（壁芯）</td><td>一緒に住んでいる人数</td><td>住戸専用面積（壁芯）</td></tr><tr><td>2人</td><td>30㎡未満</td><td>4人</td><td>50㎡未満</td></tr><tr><td>3人</td><td>40㎡未満</td><td>5人</td><td>57㎡未満</td></tr></table> 上記の表における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として数える。この計算により世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。 ※6人以上の場合は募集住宅の住戸専用面積より狭い住宅に限ります。 ※壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。 ※住戸専用面積には、バルコニーは含みません。	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	2人	30㎡未満	4人	50㎡未満	3人	40㎡未満	5人	57㎡未満
一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）											
2人	30㎡未満	4人	50㎡未満											
3人	40㎡未満	5人	57㎡未満											

※表中のおおむね60歳以上の人とは申込日現在57歳以上の人

※表中の18歳未満の人とは平成19年6月25日以降生まれの人

※表中の60歳以上の人とは昭和40年7月4日以前生まれの人

⑧ 申込者および同居親族が暴力団員ではないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

⑨ 世帯が独立して日常生活を営むことができること

■ 特記事項

下記のことについては、あらかじめご承知おきください。

- ① 特に理由がなく入居日を延期することおよび住宅保証金を入居許可日までに入金できない場合は、資格審査合格者となっても失格となる場合があります。
- ② 区営住宅は、居住以外の目的（営業等）に使用することを禁止しています。
- ③ ペット（犬や猫、小鳥等）は、共同住宅のため飼育できません。入居後ペットを飼育していることが判明した場合は、退去していただきます。
- ④ 石油ストーブ、簡易ガスコンロなどは使用できません。
- ⑤ 洗濯物や布団をベランダの手すりにかけて干すことはできません。
- ⑥ 入居後、各住宅の自治会組織に加入していただきます。
- ⑦ 入居後、入居者の負担で火災保険（個人賠償責任担保特約および借家人賠償責任担保特約付損害保険）になるべく加入していただきます。
- ⑧ 区営住宅には、駐車場・オートバイ駐輪場はありません（西神田住宅を除く）。
- ⑨ 建物管理上、居室内に立ち入る場合があります。

■ 優 遇 資 格

『優遇』区分に申込みできる方は、下記の『優遇』事項に当てはまる方です。『優遇 1 から 7』に該当する方は、『一般』抽選の方より、当選確率が 3 倍に増えます。また、落選回数による『優遇』のうち、『優遇 8』に該当する方は、当選確率が『一般』の方は 2 倍、『優遇 1 から 7』の方は 4 倍に増えます。『優遇 9』に該当する方は、当選確率が『一般』の方は 3 倍、『優遇 1 から 7』の方は 5 倍に増えます。

『優遇』事項をまちがえないよう内容を確認のうえ、申込書の申込区分欄の該当箇所に必ず○印をしてください。下記の『優遇』事項に該当しない方、申込区分に記入のない場合は、すべて『一般』となります。

なお、当選後の調査等で『優遇』資格に該当していないことが判明した場合は、『失格』になります。

【区営住宅・世帯用】

優遇 1 4人以上世帯（3年以上居住）

申込者本人が令和 4 年 7 月 4 日以前から引き続き 3 年以上千代田区内に居住し、申込日現在、申込者本人を含めて 4 人以上の家族が同居していて（住民票で証明できること）、全員が区営住宅に入居できること。

優遇 2 罹災者

申込者本人が、令和 6 年 7 月 4 日から 1 年以内に、区内における災害により住宅を失い（火災の場合は全焼またはこれに準ずる場合に限る）、このことが消防署長など官公庁の発行する証明書により確認できること。

優遇 3 母子世帯

申込者本人が配偶者（内縁・婚約者およびパートナーシップ関係の相手方を含む）のない女子であり、同居親族が 20 歳未満の子どもだけであること。

優遇 4 父子世帯

申込者本人が配偶者（内縁・婚約者およびパートナーシップ関係の相手方を含む）のない男子であり、同居親族が 20 歳未満の子どもだけであること。

優遇 5 高齢者世帯

申込者本人が 60 歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかに該当すること。

- ① 配偶者（内縁・婚約者およびパートナーシップ関係の相手方を含む）
 - ② おおむね 60 歳以上の者
 - ③ 18 歳未満
 - ④ 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障害者
 - ⑤ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～3 度）もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障害者
- ※②のおおむね 60 歳以上の人とは申込日現在 57 歳以上の人

優遇 6 心身障害者世帯および原爆被爆者

申込者本人または同居親族のうち1人が次のいずれかに該当すること。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- ② 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

優遇 7 難病患者

申込者本人または同居親族のうち1人が次に該当すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に定める難病患者のうち「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けている者

【区営住宅・障害者優先枠】

【落選回数による優遇】のみ適用されます。

【落選回数による優遇】

落選回数は、申込者が過去に申込者として落選した数です。申込者が、同居親族として過去に申込みした場合や、今回の申込みで同居親族が過去に申込者として落選した数は含まれません。

また、当選や補欠繰上後の入居審査において、失格または入居を辞退した場合は、それまでの落選回数は無効となります。

優遇 8 平成10年4月以降の区営住宅または高齢者住宅の募集に応募し、5回以上落選した方。

資格審査時に、落選回数が5回以上であることが住宅課で確認できる方

優遇 9 平成10年4月以降の区営住宅または高齢者住宅の募集に応募し、10回以上落選した方。

資格審査時に、落選回数が10回以上であることが住宅課で確認できる方。

落選回数による優遇のみ他の『優遇』と重複して選択することが可能です。
（区民住宅の募集に伴う落選回数は除きます。）

★ 世帯の所得を確認してください。

■ 所得金額の計算方法

まず所得の種類を確かめましょう

※異なる種類の所得がある場合は、それぞれの所得の合算となります。

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

年金の「所得」とは、受給した金額ではありません。

14～15ページをご覧ください

16ページをご覧ください

17ページをご覧ください

★所得としないもの

- ① 次の収入を得ている方は、その収入についての所得は0円とします。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助費等の非課税所得、退職金等の一時的な所得
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方の所得は0円とします。
ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。

★所得としないことができるもの

申込日現在は収入があっても、申込日以降、令和7年8月末までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、所得を0円とすることができます（申込書に退職予定年月日をご記入ください）。

■ 給与所得の方（会社員・パート・アルバイト等）

現在の勤め先に就職した日が

令和6年1月1日以前の方

令和6年1月2日以降の方

現在の勤め先でのあなたの月別収入を記入してください。

次の(1)(2)(3)から当てはまるケースを選び、収入を計算します。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
年 月		
合計	収入計	賞与計

(1) 就職した日が令和6年1月2日から令和6年6月1日までの方
(令和6年6月から令和7年5月までの合計となります。)

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和6年6月2日以降の方

就職した翌月から令和7年5月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。
それに、その間の賞与を加えます。

$$\boxed{\text{収入計}} \div \boxed{\text{収入のあった月数}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を12倍してください。

$$\boxed{\text{固定的給料}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

申込書
(あなたの所得について)の欄

年 収 額	総 所 得
総収入 円	円

下段で計算した
「区営住宅の所得金額」
を記入してください。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算した後、所得金額に換算してください。

◎総収入額を所得金額に換算します。

次の区分に従って、総収入額を所得金額に換算してください。

総収入額が、

(1) 0円～1,628,000円未満の方

(2) 1,628,000円～6,600,000円未満の方→4で割って1,000円未満を端数整理します。

〔例〕総収入額が2,386,998円の場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{収入額} \\ 2,386,998 \text{ 円} \end{array}} \div 4 = \boxed{596,749.5} \quad 1,000 \text{ 円未満切捨} \Rightarrow \boxed{\begin{array}{c} \text{端数整理後の額} \\ 596,000 \text{ 円} \end{array}}$$

(3) 6,600,000円～8,500,000円未満の方

《源泉徴収票の交付を受けた方》

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住所又は居所	東京都千代田区九段南 1-2-1 千代田荘 101号室	氏 名	(受給者番号)			
				(フリガナ)		チヨダ	タロウ
						千代田 太郎	
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源 泉 徴 収 税 額			
給 付 金	百万 千 円 2,286,998	百万 千 円 1,488,800	百万 千 円	百万 千 円			
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の有無	扶養親族の数 (配偶者を除く) 特 定 老 人 その他	障害者の数 (本人を除く) 特 別 その他	社会保険料等の金額	生命保険料等の金額	損害保険料の控除額	住宅取得等特別控除額
有 無 従 有 無 従	有 無 従	千 円 人 従 人 内 人 従 人 内 人 従 人 内 人 人	千 円 人 従 人 内 人 従 人 内 人 人	千 円	千 円	千 円	千 円
(摘要)				配偶者の合計所得		千 円	
				個人年金保険料の金額		千 円	

●この金額が所得金額です。

	年 収 額	
	総 収 入	総 所 得
	円	円

申 込 書
(あなたの所得について)の欄

下段で計算した
「区営住宅の所得金額」を
記入してください。

《源泉徴収票の交付を受けていない方》

（令和6年1月から令和6年12月までの税込支給額を合計した金額が総収入となります。
次に下段の計算式で、総収入額を所得金額に換算します。）

総収入額を所得金額に換算する計算式

総収入額	所得金額	区営住宅の所得金額
551,000 円未満	所得金額は 0 円	所得金額は 0 円
551,000 円以上 1,619,000 円未満	12 か月分の収入額 - 550,000 円	所得金額 - 100,000 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	所得金額は 1,069,000 円	所得金額 - 100,000 円 (969,000 円)
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	所得金額は 1,070,000 円	所得金額 - 100,000 円 (970,000 円)
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	所得金額は 1,072,000 円	所得金額 - 100,000 円 (972,000 円)
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	所得金額は 1,074,000 円	所得金額 - 100,000 円 (974,000 円)
1,628,000 円以上 1,804,000 円未満	端数整理後の額 (円) × 2.4 + 100,000 円	所得金額 - 100,000 円
1,804,000 円以上 3,604,000 円未満	端数整理後の額 (円) × 2.8 - 80,000 円	
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満	端数整理後の額 (円) × 3.2 - 440,000 円	
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	総収入額 × 0.9 - 1,100,000 円	

前ページ上段で計算した総収入額

申込書
(あなたの所得について)の欄

年 収 額	
総 収 入	総 所 得
円	円

計算結果（区営住宅の所得金額）を申込書の所得欄に記入します。

■ 年金を受けている方

※ 年金の「所得金額」は、受給した金額ではありません。

※ 令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

① 令和 5 年 12 月以前から年金を受けている方

「令和 6 年分公的年金の源泉徴収票」などで支払金額欄を確認して、すべての年金の受給額を合算してください。

「源泉徴収票」の場合

令和 6 年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所又は居所			生年月日	明治		大正		年
	(フリガナ)				氏名		氏名		
区分		支払金額			源泉				
所得税法第203条の3第1号適用分		千円			円				
所得税法第203条の3第2号適用分									
所得税法第203条の3第3号適用分									
所得税法第203条の3第4号適用分									
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等			控除対象扶養親族の数			障害者の数	
特 別 障害者	その他の 障害者	特 別 障害者	寡妻 寡夫	一般	老人	特 定	老人	そ の 他	16歳未満の扶養親族の数
						人	人	人	人
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族			障害者の数		
(フリガナ)	区分			(フリガナ)	区分			(フリガナ)	氏名

申 込 書
(あなたの所得について)の欄

年 収 額	
総 収 入	総 所 得
円	円

下段で計算した「区営住宅の所得金額」を記入してください。

② 令和 6 年 1 月以降に年金を受け始めた方、年金の受給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で「区営住宅の所得金額」に換算してください。

◎年金収入を所得に換算する計算

下表の計算式で「区営住宅の所得金額」に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	所得金額	区営住宅の所得金額
65 歳以上 (昭和 35 年 7 月 4 日以前生まれ)	1,100,000 円まで	所得金額は 0 円	所得金額は 0 円
	1,100,001 円～ 3,299,999 円	年金収入額 - 1,100,000 円	所得金額 - 100,000 円
	3,300,000 円～ 4,099,999 円	年金収入額 × 0.75 - 275,000 円	所得金額 - 100,000 円
65 歳未満 (昭和 35 年 7 月 5 日以降生まれ)	600,000 円まで	所得金額は 0 円	所得金額は 0 円
	600,001 円～ 1,299,999 円	年金収入額 - 600,000 円	所得金額 - 100,000 円
	1,300,000 円～ 4,099,999 円	年金収入額 × 0.75 - 275,000 円	所得金額 - 100,000 円

※ 「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0 円としてください。

※ 「年金収入額」4,100,000 円以上の場合、お問い合わせください。

注) 年金のほかに収入がある方はそれぞれ所得を計算し、2 段書きにしてください。

例

申込書の年収額欄	
年 収 額	
総 収 入	総 所 得
給与〇〇〇〇円	〇〇〇〇 円
年金〇〇〇〇	〇〇〇〇

■ 所得基準

1. あなたの世帯の所得基準上の家族数

所得 基準上 の 家族数	=	① 申込者 本人	+	② 同居 家族数	+	③ 入居しないが申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数（遠隔地扶養）	=	④
		1 人		人		人		人

【注】 出産する予定であっても申込みのときに生まれていなければ、その胎児は家族数に含めることはできません。

※入居者数（21ページ参照）は、実際に区営住宅に入ろうとする人数（①+②の合計）であり、遠隔地扶養（③）は含みません。

※遠隔地扶養とは、所得税法に基づいた扶養親族をいいます。単に仕送りをしているというだけでは該当しません。

2. あなたの世帯の所得金額の計算

20ページの「特別控除」および13～19ページを参考に計算してください。

世帯の所得金額		-	特別控除額	=	⑤
本人の所得金額	家族の所得金額				世帯の所得金額
円	0 円		円		円

3. 所得基準表

家族数 (上記④の人数)	所得金額（上記⑤の金額）	
	一般世帯	障害者等世帯※
2 人	0 円 ～ 2,276,000 円	0 円 ～ 2,948,000 円
3 人	0 円 ～ 2,656,000 円	0 円 ～ 3,328,000 円
4 人	0 円 ～ 3,036,000 円	0 円 ～ 3,708,000 円
5 人	0 円 ～ 3,416,000 円	0 円 ～ 4,088,000 円

※ 遠隔地扶養親族含む家族数が5人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

※ 障害者世帯は一般世帯より所得が多くても申込みことができますので、19ページをご確認ください。

■ 所得基準表の障害者等世帯とは…

1 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかに当てはまること。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- (2) 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判断された方を含む。）
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

2 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

3 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること）

4 60歳以上の世帯

申込者本人及び同居親族全員が60歳以上（昭和40年7月4日以前の生まれ）であること。

5 ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

6 高校修了期までの子供がいる世帯

同居親族に高校修了期までの子ども（平成19年4月2日以降の生まれ）がいる世帯であること。

■ 特 別 控 除 ※該当の方は必ず差し引くこと

次の「控除の種類」に当てはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

特別控除を受ける場合は、控除金額を差し引いてから、18ページの所得基準表に当てはめてください。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの

控 除 の 種 類	特別控除金 額	特 別 控 除 を 受 け ら れ る 人	備 考
㊦障 害 者 控 除	1 人につき 27 万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3 度・4 度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2 級・3 級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3 級～6 級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4 項症～第2 目症の人 5 65 歳以上の人で1・3 と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	㊦の特別障害者控除を受ける人は、㊦の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㊥特 別 障 害 者 控 除	1 人につき 40 万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1 度・2 度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1 級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1 級・2 級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3 項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65 歳以上の人で1・3 と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	
㊧老人扶養控 除 等	1 人につき 10 万円	所得税法上の扶養親族で 70 歳以上の人	
㊨特定扶養控 除	1 人につき 25 万円	所得税法上の扶養親族で 16 歳以上 23 歳未満の人	

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの

ただし、その人の所得金額が特別控除金額より少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

④寡 婦 控 除	27万円	夫と離婚した後、婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方
		夫と死別した後、婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはまります。）
⑦ひとり親 控 除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

- ・ 公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日より、従前の「寡婦(寡夫)控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
- ・ 「⑦ひとり親控除」に該当する方は、「④寡婦控除」の適用はありません。
- ・ 年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」受けることはできません。
- ・ 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・ 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

特別控除金額の合計

万円

⇒ 18ページの特別控除金額欄へ

- ※ 表中の16歳以上23歳未満の人とは平成14年6月25日～平成21年7月4日生まれの人
- ※ 表中の65歳以上の人とは昭和35年7月4日以前生まれの人
- ※ 表中の70歳以上の人とは昭和30年7月4日以前生まれの人

申込む住宅を選んでください。

■ 申込区分・使用料等

今回募集するあき家住宅の申込区分・住宅使用料等は次のとおりです。

※ 申込区分の「優遇」の内容は、11～12ページの優遇資格をご覧ください。

区分	申込 番号	申込 区分	住 宅 名	入居 者数	住 戸 タイプ	専有 面積 (㎡)	募集 戸数	使 用 料 共 益 費 (円 / 月)
区営 住宅 (世帯用)	1	一般	※1 内神田住宅 【6・7・8・9・10階】	2人 以上 ※2	2DK	43.2㎡ (全戸 共通)	5 戸 ※1	23,200 ～ 34,500 (45,600) ※3 共益費 3,500
		優遇						
区営 住宅 (障害者優先枠) (世帯用)	2	一般	東松下町住宅 【8 階】	2人 以上 ※4	3DK	53.9㎡	1 戸	35,400 ～ 69,500 共益費 4,000

※1 浴槽等の設置は入居者の負担となります。6～10階の各階につき1戸ずつの募集となり6階の部屋から順に抽選しますので、部屋の選択をすることはできません。

※2 入居者数が下記(参考)に記載の計算方法により3.5人以上の場合は最低居住面積を満たさないため申込できません。

※3 使用料の()内は障害者等世帯の上限額です。

※4 入居者数が下記(参考)に記載の計算方法により4.75人以上の場合は最低居住面積を満たさないため申込できません。

(参考)入居者数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として数えます。

この計算により世帯人数が2人に満たない場合は2人とします。

(使用料)

住宅使用料については、毎年6月ごろ、収入報告書を提出していただきます。その報告書を基に、法令による算出方法で翌年4月から翌々年3月までの使用料を計算し、お知らせします。

住宅使用料は、毎月月末にご指定の口座から引き落としさせていただきます。

(住宅保証金)

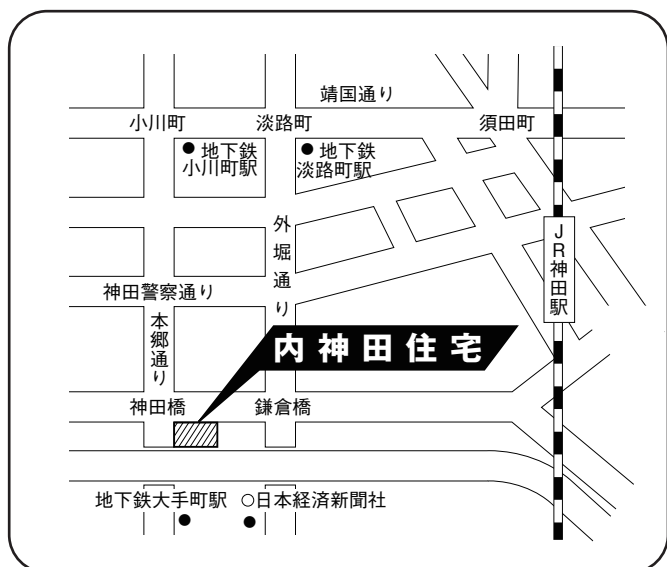
1. 住宅使用料の3か月分を入居手続きの時までに納入していただきます。

2. お預かりした住宅保証金は、住宅返還(退去)の際、未納の使用料や入居者負担の修繕経費を差し引いてお返しいたします(利子はありません)。

(共益費)

住宅共用部分の電気・水道料金、廊下・階段・排水管の清掃費等は入居者の負担となります。

■ 住宅の所在地・住宅概要（内神田住宅）



所在地 千代田区内神田一丁目1番3号

交通 地下鉄 大手町駅 徒歩4分

地下鉄 淡路町・小川町駅 徒歩7分

J R 神田駅 徒歩9分

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

規模 地上14階 地下1階

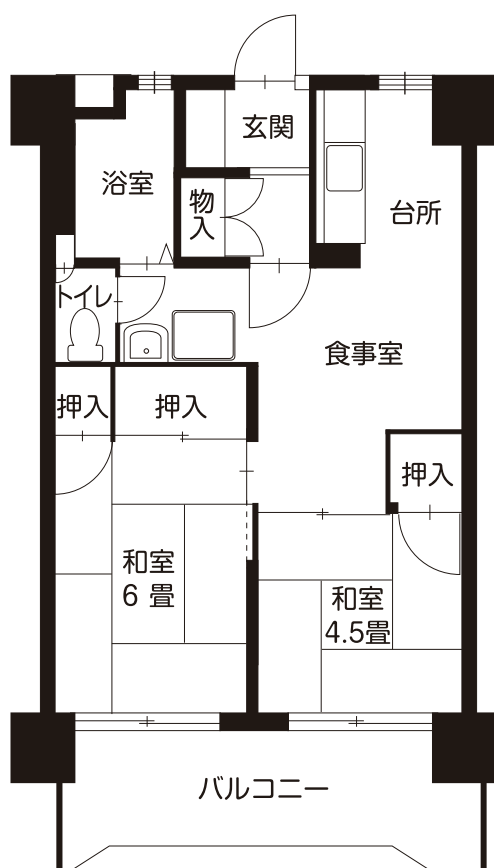
（住宅3～14階部分）

竣工 昭和58年4月

〔併設施設〕

土木事務所分室・職員住宅・集会室

■ 間 取 り



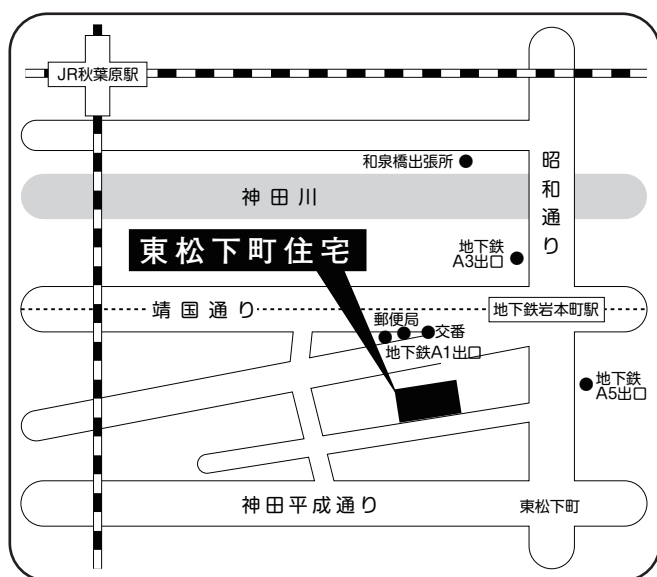
【反転タイプあり】

※ 当住宅には、浴室はありますが、風呂釜・浴槽は設置してありません。入居者負担で設置していただくことになります。

※ 当住宅は、高速道路沿いのため騒音・振動などの影響を受けることがあります。

2DK (6～10階)
(43.2㎡)

■ 住宅の所在地・住宅概要（東松下町住宅）



所在地 千代田区神田東松下町22 番地 1

交通 地下鉄 岩本町駅 徒歩 2 分

地下鉄 秋葉原駅 徒歩 4 分

J R 秋葉原駅 徒歩 6 分

構造 鉄筋コンクリート造

基礎免震構造

規模 地上18 階

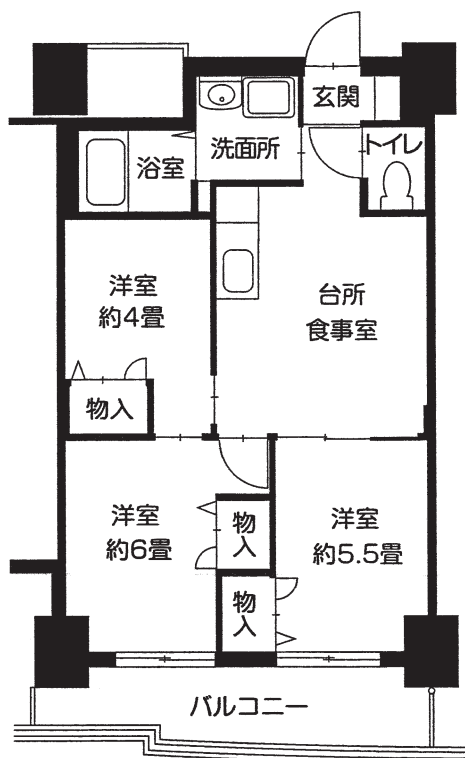
地下 1 階

区営住宅 5 ～ 18 階

〔併設施設〕

高齢者向け優良賃貸住宅、
地域交流スペース、サークル活動室、
高齢者コミュニティスペース、
多目的スペース、駐輪場、倉庫

■ 間 取 り



3DK (8階)

(53.9㎡)

【今回募集住戸は左右反転タイプ】

- ※ この住宅はオール電化の仕様となっており、ガス機器はご利用になれません。調理用IHクッキングヒーター等は入居者負担で設置していただくことになります。
- ※ 使用するお湯は貯水槽に貯めて使用するため、入居当初や長時間お湯を使用していない場合、使用時に水抜き作業（5時間程度）が必要です。
- ※ この住宅は24時間換気システムを使用しています。給気についてはバルコニー側の給気口を開にして使用してください。
- ※ 高速道路に近接しているため騒音・振動などの影響を受けることがあります。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

家庭でできる省エネ対策

千代田区環境政策課より、家庭でできる省エネ対策についてご紹介します。

1. 「ちよだ環境カレンダー」巻末にある「環境家計簿」を活用しましょう。

「環境家計簿」を作成し、普段の生活を見直してみましょう。「環境家計簿」は、環境政策課へ提出いただくと取組み期間やCO₂削減量（前年比）に応じて、もれなくお好きなエコグッズを差し上げます。

ステップ1



「身近な省エネ」に取り組む。

ステップ2



電気・ガス・水道のエネルギー使用量を記録する。

ステップ3



環境家計簿を千代田区役所に提出する。



写真は「2015 ちよだ環境カレンダー」です。

2. 家庭でできる省エネ対策いろいろ



電気はこまめに消しましょう。LED 電球へ買い替えることもエコですね。



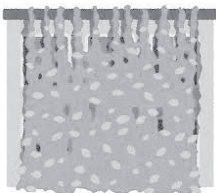
蛇口はこまめに閉めましょう。



一緒に調理できるものは同時に加熱しましょう。



皿などの汚れは拭き取ってから洗いましょう。



ゴーヤなどを育て緑のカーテンでエアコンの設定温度をおさえましょう。



夏に、お風呂の残り湯や貯めた雨水を使って打ち水をしましょう。

千代田区は、平成 21 年 1 月に地球温暖化対策に積極的に取り組む都市として、国から「環境モデル都市」に選定されました。

身近でできることから環境に配慮した行動に取り組んでみましょう。



■ 申込書の書き方（太線内だけを書いてください）

申込（優遇）区分については当てはまるものを○で囲んでください。記入がない場合は、すべて一般となります。（11～12ページ参照）

令和 7 年 6 月 区営住宅（あき家）使用申込書

令和 7 年 月 日
千代田区長 殿

※申込み資格の確認ができない
申込書は無効となります。

抽選番号

△記入しないでください。

私は、千代田区営住宅を使用したいので、申し込みます。
なお、申込みのしおり記載の区営住宅申込資格を確認しました。申込書の記載内容が事実と相違するときは、使用予定者の決定を取り消されても異議がないことを誓約いたします。
また、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

申込 番号	
----------	--

区営住宅（世帯用）
1 内神田住宅（2DK）
（6、7、8、9、10階）
2 東松下町住宅
（障害者優先枠）（3DK）
（8階）

申 込 区 分	一 般	優遇（申込番号1のみ）			
		1	2	3	4
		4人以上世帯	罹災者	母子世帯	父子世帯
		5	6	7	
		高齢者世帯	心身障害者等世帯	難病患者	

落選者優遇に該当する方は
下記も○で囲んでください。

落選者 優 遇	8	9
	5回以上落選	10回以上落選

（他の優遇と重複可）
【しおり P.11～12 参照】

○で囲んでください。△【しおり P.11～12 参照】

●太線内を必ず記入してください。

申 込 者	郵便番号	—	自宅電話	—	日中の連絡先 （携帯電話・勤務先等）	—
	現住所	千代田区				
	フリガナ					
	氏 名	生年月日 大正昭和平成西暦 年 月 日生				
	入居予定者数 （申込者本人を含む）	人	千代田区内居住年数	年	申込者の年齢	満 歳
	障害者優先枠に申し込みをする方は、右の欄を記入してください。	心身障害者の方の氏名		手 帳 の 種 類		
				1 身体障害者手帳（ 級） 2 愛の手帳（ 度） 3 精神障害者保健福祉手帳（ 級） 4 戦傷病者手帳（ 款症） 5 障害福祉サービス受給者証		

外国人の方で、
通称名がある場
合は併記してく
ださい。

令和7年8月末
までに退職する
ことが確定して
おり、退職後無職
・無収入になる
方は、「○年○月
退職予定」と記入
してください。

申込書について
いるハガキには必
ず85円切手を貼
ってください。

（切手が貼ってあ
りませんと抽選
番号、抽選結果
等の通知ができ
ません。）

85
円
切
手

（2か所）

住 宅 に 入 ろ う と す る 人 ・ 所 得 等							
氏 名 （フリガナ）	続柄	性別	生 年 月 日 （満 歳）	職 業	年 収 入 額		勤務先・学校等の名称 電話番号
					総 収 入	総 所 得	
1 申 込 者	本人	男・女			円	円	名称 電話
2		男・女	大正昭和平成西暦 年 月 日（満 歳）		円	円	名称 電話
3		男・女	大正昭和平成西暦 年 月 日（満 歳）		円	円	名称 電話
4		男・女	大正昭和平成西暦 年 月 日（満 歳）		円	円	名称 電話
5		男・女	大正昭和平成西暦 年 月 日（満 歳）		円	円	名称 電話
合 計						円	遠隔地扶養 人

注）2種類以上の所得がある方はそれぞれ所得を計算し、2段書きにしてください。

例 申込書の年収額欄	
総収入	総所得
給与○○○○円 年金○○○○円	○○○○円 ○○○○円

あなたの世帯で特別控除を受ける人がある場合には、下欄に記入してください（障害者は障害の程度も記入）。【しおり P.20 参照】

氏 名	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡 婦	ひとり親	障害者または特別障害者	障 害 の 程 度	
						級	度
						級	度

年間所得金額（特別控除後）	収入認定世帯人数
	人

◎あなたが住宅を必要としている事情などを申告する欄がありますので、裏面も必ず記入してください。
△記入しないでください。
※なお、申込書は返却いたしません。

20ページの特別控除に当てはまる方がいる場合は、必ず記入してください。障害者の場合には、氏名のほかに障害の程度（○級または判定○度）も記入してください。

平成10年4月以降の区営住宅または高齢者住宅の募集に応募し、5回以上または10回以上落選された方は○で囲んでください。（12ページ参照）

※記載内容確認のために問い合わせをする場合があります。

申込者への連絡が繋がらない場合には、その申込書を無効扱い、
もしくは、一部記入無しとして申込内容の審査を行います。

○ あなたの住宅について、お書きください。	
(1) 現在あなたの住宅に住んでいる人の人数 _____人	(5) あなた(申込者および同居親族)は、土地または建物を所有している。 ア. 所有していない イ. 所有している(土地・建物) ※所有者は原則として申込むことができません。
(2) 住宅の種類 ア. 自分の持家 イ. 親族の家 ウ. 戸建の借家 エ. 賃貸マンション オ. 賃貸アパート カ. 社宅・寮 キ. UR 賃貸・公社 ク. 区民・都民住宅 ケ. 区立・区営住宅 コ. 都営住宅 サ. その他 ()	(6) 住宅に困っている理由 ア. 家賃が高い イ. 環境が悪い ウ. 住宅が狭い エ. 設備が不十分 オ. 災害の危険がある。 カ. 立ち退きの要求を受けている。 キ. 住宅が老朽化している。 ク. 他の世帯と同居している。 ケ. 結婚するため。 コ. その他(具体的に書いてください。)
(3) 住宅の規模 (m ²) _____ K・DK・LDK ※1K、2DK等と書いてください。	[]
(4) 家賃(管理費、共益費等を除く) 月額 _____ 円	

現在のあなたの収入を確かめてください。

1. 申込者の収入について記入してください。

収入のある人の氏名	収 入 の 種 類 (2つ以上の場合は該当するもの全部)
	ア. 給与 イ. 事業所得 ウ. 年金 エ. その他 ()
	ア. 給与 イ. 事業所得 ウ. 年金 エ. その他 ()
	ア. 給与 イ. 事業所得 ウ. 年金 エ. その他 ()
	ア. 給与 イ. 事業所得 ウ. 年金 エ. その他 ()
	ア. 給与 イ. 事業所得 ウ. 年金 エ. その他 ()

2. 家族全員に収入がない場合に記入してください。

ア. 生活保護を受けている。 イ. 失業中である。 ウ. 仕送りなどで生活している。 エ. その他(具体的に書いてください。)
[]

障害者優先枠に申し込む方は、以下の欄にも申告してください。

障 害 者 優 先	(1) 住宅に入居しようとする方の身体的障害の状況 ア. 障害のある方はどなたですか。() イ. 障害の程度は 第 級(障害の部位:) ウ. 車椅子・補装具は ① 使用している(種類) ② 使用していない
	(2) あなたの世帯の今の生活 ア. 買物などの外の用事は ① 居住世帯で行っている ② () イ. 身の回りのことは ① 居住世帯で行っている ② ()

※「優遇抽選」を申告された方には、当選後調査させていただきます。

なお、当選後の調査で優遇資格に該当していない場合は、失格になりますので十分ご注意ください。

必ず記入してください。

こんなときには…

1 「申込み後、住所が変わってしまった！」

- ・最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽選番号（返信はがき）の通知を受け取れるようにしてください。

2 「当選者・補欠者となった後に住所が変わってしまった！」

- ①申込者名 ②申込番号 ③抽選番号 ④旧（申込時の）住所 ⑤新（現）住所
⑥電話番号 を連絡してください。

3 「抽選番号の通知が送られてこない！」

- ・切手の貼り忘れ、宛先不明などがあると抽選番号等を通知できませんが、申込書に不備がなければ抽選はいたします。→間違いなく切手を貼ってある方は抽選結果の通知をお待ちください（マンション名等の記入漏れにご注意を）。

4 「抽選結果も送られてこない！」

- ・下記へお問い合わせください。

【連絡先】千代田区 環境まちづくり部 住宅課
電話 (03) 5211 - 3607 (直通)